

医整第 8 4 4 号
令和 6 年 1 2 月 1 3 日

関係機関の長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令」
及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を
改正する法律の施行期日を定める政令」の公布について

このことについて、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官から別添のと
おり通知がありましたので、内容を御了知ください。

[医療整備課]

所属名	電話	FAX
医療整備課医事係	058-272-1111(3240)	058-278-2623

[保健所] ※保健所へ問合せする際は管轄保健所へお願いします

保健所名	担当係名	電話	FAX
岐阜保健所	管理医事係	058-380-3001	058-371-1233
西濃保健所	管理医事係	0584-73-1111(263)	0584-74-9334
関保健所	管理医事係	0575-33-4011(353)	0575-33-4701
可茂保健所	管理医事係	0574-25-3111(353)	0574-28-7162
東濃保健所	管理医事係	0572-23-1111(352)	0572-25-6657
恵那保健所	管理医事係	0573-26-1111(261)	0573-25-1174
飛騨保健所	管理医事係	0577-33-1111(303)	0577-34-8327
岐阜市保健所	医務薬務係	058-252-7187	058-252-1280